

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成27年11月25日（平成27年（行情）諮問第694号）

答申日：平成28年12月20日（平成28年度（行情）答申第608号）

事件名：防衛装備移転三原則等に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

『防衛装備移転三原則』及び『防衛装備移転三原則の運用指針』の庶務担当部局が、業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の28文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、文書27を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月31日付け閣安保第162号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び電磁的記録の特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において異議申立人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって、不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（3）本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。そこで国の解釈に従って、本件対象文書の電磁的記録についても特定を行うべきである。

(4) 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき210円である。その場合、原処分に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので、開示実施手数料の見直しを求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において、法9条1項の規定に基づき本件対象文書を特定し、原処分を行ったところ、審査請求人から原処分の取消し等を求めて審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「防衛装備移転三原則」とは、平成25年12月に策定された「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転に関して、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として平成26年4月1日に国家安全保障会議及び閣議において策定したものである。

本件対象文書は、上記に関連する国家安全保障会議や与党・安全保障に関するPTの資料等である。

3 原処分の妥当性について

(1) 文書4の文書中の「2.」において不開示とした部分は、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の定例的な開催場所である。

これを公にした場合、定例的な開催場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所が推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書5の文書中の「2.」において不開示とした部分は、国家安全保障会議の事務を処理する国家安全保障局が発足してから、詳細を公にしたことがない九大臣会合の開催場所である。

これを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所が推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (3) 文書26ないし文書28において不開示とした文書は、国家安全保障会議及び与党・安全保障に関するPT等において非公表資料とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

- (1) 原処分の不開示部分に関し、「本決定における特定の仕方では不十分」であり、「更に特定を求める」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3のとおり、不開示とした部分は適法に特定しているところである。

- (2) 原処分で文書の一部を不開示とした部分及び全部を不開示とした文書について、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3のとおり、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当し、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (3) 国の解釈（「行政文書」とは、「開示請求時点において『当該行政機関が保有しているもの』」）（別件の損害賠償請求事件における国の主張）に従い、「本件対象文書の電磁的記録についても特定を行うべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、原処分のとおり適正に特定されていると認められるところである。

- (4) 「本件対象文書の電磁的記録が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき210円」であり、「本件開示決定に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので、開示実施手数料の見直しを求める」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、原処分のとおり適正に開示実施手数料が提示されていると認められるところである。

#### 5 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条3号及び5号に該当すると

して不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                                    |
|---|-------------|------------------------------------|
| ① | 平成27年11月25日 | 諮問の受理                              |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受                      |
| ③ | 同年12月14日    | 審議                                 |
| ④ | 平成28年9月30日  | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年11月22日    | 審議                                 |
| ⑥ | 同年12月16日    | 審議                                 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる28文書である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）が保有している紙媒体及びPDF形式の電磁的記録であり、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない。

イ 文書1ないし文書3は、平成26年1月7日に国家安全保障局が発足する前に、前身である内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付の職員が国家安全保障会議のためにパソコンを使用してその原稿を電磁的記録として作成したものであるが、会議終了後は紙媒体及びPDF形式の電磁的記録として保存しており、原稿である電磁的記録については保存する必要がないため廃棄していることから、引き継がれた国家安全保障局においては、紙媒体とPDF形式の電磁的記録を保有している。

ウ 文書4ないし文書28は、国家安全保障会議や与党・安全保障に関するPTの資料等であり、国家安全保障局において作成又は取得した文書である。このうち、国家安全保障局が作成した文書は、電磁的記録で作成したものであるが、紙媒体に印刷した後は紙媒体として保存しており、原稿である電磁的記録については必要がないため廃棄している。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書は会議の資料等と認められるところ、会議の趣旨及び作成目的等を踏まえると、文書1ないし文書3は紙媒体とPDF形式の電磁的記録を保有し、文書4ないし文書28は紙媒体で保存しており電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)イ及びウの説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、国家安全保障局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 文書4及び文書5について

文書4及び文書5の不開示部分には、国家安全保障会議(四大臣会合及び九大臣会合)の開催場所が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 文書26ないし文書28について

文書26は国家安全保障会議における席上回収資料であり、文書27及び文書28は与党・安全保障に関するPT非公表資料である。

当該文書のうち、文書26及び文書28は、これを公にすることにより、防衛装備移転三原則等に係る政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内の自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書27については、本件対象文書において同旨の情報が開示されており、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、政府部内の率直な意見の交換に支障を来すおそれがあるとは認められないことから、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定に

については，国家安全保障局において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分のうち，文書27は，同条3号及び5号のいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条3号及び5号に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 1 国家安全保障戦略について
- 文書 2 国家安全保障戦略（概要）
- 文書 3 National Security Strategy
- 文書 4 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成26年3月11日）
- 文書 5 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成26年4月1日）
- 文書 6 国家安全保障会議資料（平成26年4月1日）防衛装備移転三原則（案）
- 文書 7 国家安全保障会議資料（平成26年4月1日）防衛装備移転三原則の運用指針（案）
- 文書 8 国家安全保障会議資料（平成26年4月1日）内閣官房長官記者会見 御発言案
- 文書 9 防衛装備移転三原則について（諮問）
- 文書 10 防衛装備移転三原則について（答申）
- 文書 11 「防衛装備移転三原則について」（閣議 内閣総理大臣発言要旨）
- 文書 12 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合持ち回り】（平成26年4月1日）
- 文書 13 国家安全保障会議資料（平成26年4月1日）防衛装備移転三原則の運用指針（案）
- 文書 14 防衛装備移転三原則の運用指針について（決定）
- 文書 15 与党・安全保障に関するPT（平成26年3月12日）武器輸出三原則等の見直しに関する政府の検討状況について
- 文書 16 与党・安全保障に関するPT（平成26年3月12日）安全保障貿易管理と武器輸出三原則等について
- 文書 17 与党・安全保障に関するPT（平成26年3月18日）安全保障貿易管理と武器輸出三原則等について
- 文書 18 与党・安全保障に関するPT（平成26年3月18日）武器輸出三原則等の見直しに関する政府の検討状況について
- 文書 19 与党・安全保障に関するPT（平成26年3月18日）武器輸出三原則等の見直しに関する政府の検討状況について
- 文書 20 与党・安全保障に関するPT（平成26年3月18日）武器輸出三原則等の例外化に関する内閣官房長官談話等
- 文書 21 与党・安全保障に関するPT（平成26年3月25日）武器輸出三原則等に関する政府の検討状況について
- 文書 22 与党・安全保障に関するPT（平成26年3月25日）防衛装備移

- 転三原則の運用指針（案）【概要】
- 文書 2 3 与党・安全保障に関する P T（平成 2 6 年 3 月 3 1 日）武器輸出三原則等に関する政府の検討状況について
- 文書 2 4 与党・安全保障に関する P T（平成 2 6 年 3 月 3 1 日）防衛装備移転三原則（案）【概要】
- 文書 2 5 与党・安全保障に関する P T（平成 2 6 年 3 月 3 1 日）防衛装備移転三原則の運用指針（案）【概要】
- 文書 2 6 国家安全保障会議（平成 2 6 年 3 月 1 1 日）関連資料 席上回収資料
- 文書 2 7 与党・安全保障に関する P T（平成 2 6 年 3 月 1 8 日）非公表資料
- 文書 2 8 与党・安全保障に関する P T（平成 2 6 年 3 月 2 5 日）非公表資料